

令和7年度 テールゲートリフター導入促進助成金交付要綱

令和7年3月27日 制定
一般社団法人兵庫県トラック協会

(目 的)

第1条 本事業は、トラック運送業における労働生産性の向上と労働力の確保が喫緊の課題であることから、トラック運送事業者の荷役作業の効率化(荷役時間の短縮・荷役負担の軽減)等に有効と考えられるテールゲートリフターの導入を促進することにより、生産性の向上とそれに伴う労働力の確保に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 テールゲートリフターとは、トラック後部に装着する荷物積み降ろし用の昇降装置で、後部格納式、床下格納式、アーム式、垂直式の4種類とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、以下の条件を満たす機器を導入したものとする。

- (1) 兵ト協が指定する機器であること(別紙 その1~7)
- (2) 未使用のテールゲートリフターであること
- (3) テールゲートリフター未装着の事業用自動車に、新たにテールゲートリフターを装着したものであること
- (4) 令和7年4月1日から令和8年3月10日までに、該当する機器を装着した事業用自動車を導入し新車新規登録を受けたもの又は所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し構造等変更検査を受けたものであること
- (5) 機器の導入方法ごとの要件は次のとおりとする。
 - ・機器を装着した新規登録車を購入された場合は、申請期日までに支払い完了したものであること
 - ・機器を装着した新規登録車をリースで導入された場合は、申請期日までにリース契約を完了したものであること
 - ・機器を装着した新規登録車を割賦で導入された場合は、申請期日までに割賦契約を完了し、且つ機器の価格以上の支払いを完了したものであること
 - ・所有している事業用自動車にテールゲートリフターを後付装着した場合は、申請期日までに機器の支払いが完了したものであること

(助成額)

第4条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに装置を導入した場合、別に定める額を交付する。

（申請書及び助成金の請求）

第5条 事業者は、機器導入事業が完了したときは、様式1の「テールゲートリフター導入促進助成金交付申請書」（以下、「申請書」という。）を提出のうえ、兵ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

（助成金交付）

第6条 兵ト協は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその申請内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第7条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、兵ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（装置の処分制限）

第8条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して4年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

（附 則）

本要綱は令和7年4月1日より適用する。